

指名停止措置状況書

指名停止措置の概要	
1 指名停止措置建設業者： 住 所 東京都新宿区西新宿 8－5－1 商号又は名称 株式会社中央技術コンサルタンツ	
2 指名停止の期間： 令和 7 年 9 月 1 6 日～ 令和 8 年 3 月 1 5 日(6 ヶ月間)	
3 事実概要： 株式会社中央技術コンサルタンツの使用人が、宮城県気仙沼市発注の田中百目木線外 4 路線概略・予備設計業務において、入札の秘密事項である予定価格情報を気仙沼市職員から事前に入手した上で落札し、入札の公正を害したとして、令和 7 年 7 月 2 1 日に公契約関係競売入札妨害の疑いで逮捕された。	
4 指名停止の理由： 「うきは市指名停止等措置要綱」第 3 条に定める別表その 2 第 9 号に該当することから、指名停止 6 か月間とする。	
[うきは市指名停止等措置要綱 別表 2 第 9 号該当]	
措置要件	期間
(競売入札妨害又は談合) 9 県外において、他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事等に関し、登録業者である個人、登録業者の役員又はその使用人が、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は控訴の事実を認定した日から 6 ヶ月以上 1 2 ヶ月以内